

## 犯罪収益移転防止法に関する留意事項について (郵便物受取サービス業者)

平成24年12月  
経済産業省  
商務情報政策局  
商取引監督課

本文書は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年3月31日法律第22号)(以下「法」という。)の改正にあたり、第2条第2項第41号(現行の同条同項第38号)に規定する特定事業者(以下「郵便物受取サービス業者」という。)が法第4条に規定する取引時確認義務、法第8条(現行の第9条)に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。

なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いをすることを妨げるものではない。

### 1 取引を行う目的の種類

以下は、郵便物受取サービス業者が法第4条第1項又は第2項の規定により、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」(平成20年政令第20号)第7条第1項第6号(現行の第8条第1項第6号)に掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである(複数選択可)。

なお、これらの類型は例示であるため、類型の表現を郵便物受取サービス業者の利用者にとってより分かりやすいものにする一方で、更に詳細な類型等により確認することとしても差し支えない。

また、郵便物受取サービス業者が「取引を行う目的」を確認するに当たっては、郵便物受取サービス契約を締結する際の申込書・規約等により、当該内容を確認できる場合は、「取引を行う目的」は明白であることから、改めて確認する必要はない。

- |  |
|--|
| <p><input type="checkbox"/>セキュリティ対策やプライバシー保護のため</p> <p><input type="checkbox"/>自社/自己宛ての大量の郵便物・書類の保管のため</p> <p><input type="checkbox"/>賃借料金や保管業務コスト削減のため</p> <p><input type="checkbox"/>郵便物・書類管理の能率を向上するため</p> <p><input type="checkbox"/>一般の郵便物と分けて受け取りたいものがあるため</p> <p><input type="checkbox"/>出張時、長期不在、海外居住等の場合の連絡拠点として郵便物を受け取りたいため</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( _____ )</p> |
|--|

## 2 職業及び事業内容の種類

以下は、郵便物受取サービス業者が法第4条第1項又は第2項の規定により、顧客が自然人（個人）である場合にあっては「職業」、顧客が法人である場合にあっては「事業の内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである（複数選択可）。

なお、これらの類型は例示であるため、個別の業務・取引の実態等に応じ、これ以外の類型等により確認することとしても差し支えない。

また、郵便物受取サービス業者が「職業」又は「事業の内容」を確認するに当たっては、郵便物受取サービス契約を締結する際の申込書・規約等により、当該内容を確認できる場合は、「職業」又は「事業の内容」は明白であることから、改めて確認する必要はない。

職業 (顧客が自然人（個人）の場合)	事業の内容 (顧客が法人の場合)
<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 派遣社員等 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 年金受給 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	<input type="checkbox"/> 農林／林業／漁業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売／小売業 <input type="checkbox"/> 金融業／保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )

## 3 取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置

以下は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）への対策に関する国際的な要請を踏まえ、我が国の郵便物受取サービス業者によるマネー・ローンダリング等への対策をより確実なものとするべく、法第10条に規定する「体制の整備」に関連して、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うために考えられる措置を例示したものである。

なお、これらの措置は例示であるため、各郵便物受取サービス業者において、これらの措置を参考としつつ、個別の業務・取引実態、マネー・ローンダリング等に利用されるおそれの程度等に応じ、より適切な措置を講ずることとしても差し支えない。

### (1) 取引時確認の完了前に顧客等と行う取引に関する措置

郵便物受取サービス業に係る取引については、送付される郵便物の内容物が外形からは判別困難であること、及び必ずしも当該顧客等との次回の接触が想定さ

れるとは限らないことから、当該顧客等への郵便物の引渡し時点までに、本人確認が実施されていること。

## (2) 非対面取引に関する措置

非対面取引については、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年2月1日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第5条第1項第1号ロ及びハ(現行の第3条第1項第1号ロ及びハ)に規定する「取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等」として送付することは当然のこととして、以下に例示するように、顧客等と取引の相手方の同一性判断に慎重を期するなどして、十分に注意を払うこと。

例えば、当該顧客等に対して電話による所在確認をするほか、本人確認書類がある場合にはその有効期限を確認するとともに、当該本人確認書類に偽造の疑い(複数の申込書に同一の写真が用いられている、運転免許証の発行年月日が生年月日から起算して整合性がとれていない等)がないか確認する。仮に、本人確認書類に偽造の疑いがある場合には所轄の警察署に相談すること。

## (3) 対面取引に関する措置

対面取引についても、例えば取引時確認に写真が貼付されていない本人確認書類を用いて行うなどの取引は、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、十分に注意を払うこと。

## (4) 顧客等の継続的なモニタリング

上記のほか、既に確認した取引時確認事項について、顧客等がこれを偽っている(例えば、マネー・ローンダリング等目的の取引であるにもかかわらず、本来の目的を秘して別の取引目的を申告することは、取引目的の偽りに該当し得る。)などの疑いがあるかどうかを的確に判断するため、当該顧客等について、取引時確認事項を最新の内容に保つよう取り組み、取引の状況を的確に把握するなどして、十分に注意を払うこと。

## 4 本文書の適用について

本文書は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成23年4月28日法律第31号)の全面施行の日(平成25年4月1日)から適用するものとする。